

学校法人日本工業大学 情報の公開及び開示に関する規程

令和2年4月1日 制定

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (社会全般へ公開する情報)
- 第4条 (非公開情報)
- 第5条 (開示する書類)
- 第6条 (閲覧請求手続き)
- 第7条 (閲覧申請の拒絶等)
- 第8条 (閲覧)
- 第9条 (閲覧の停止又は禁止)
- 第10条 (担当部署)
- 第11条 (実施細則)
- 第12条 (改廃)

附則

学校法人日本工業大学 情報の公開及び開示に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本工業大学（以下「法人」といい、法人が設置する学校を含む。）が保有する情報の公開及び財産の目録等の開示に関して必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公開」とは、法人が所有する情報を容易に閲覧出来るような方法で公表することをいう。
- (2) 「開示」とは、この規程に定める閲覧請求手続きに基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

(社会全般へ公開する情報)

第3条 法人は、次の各号に掲げる情報を、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 法人及び学校の基本的情報
- (2) 経営及び財務に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 寄附行為
- (5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
- (6) 役員等の報酬等の支給基準
- (7) 教育研究活動に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む）
- (8) 評価に関する事項
- (9) コンプライアンス等の取組みに関する事項
- (10) 学生・生徒の活動に関する事項
- (11) その他社会一般に公開することを理事会が承認した事項

(非公開情報)

第4条 前条に掲げる情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。

- (1) 個人に関する情報であって特定個人を識別出来るもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2) この法人以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報
- (3) 法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、この法人以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(開示する書類)

第5条 法人は、寄附行為及び次に掲げる書類を事務所に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 事業報告書
- (5) 監査報告書
- (6) 役員等名簿
- (7) 役員等の報酬等に関する規程

2 前項第1号から第7号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から5年間据え置かなければならない。

3 法人は、第1項に規定する書類以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することが出来る。

(閲覧請求手続き)

第6条 閲覧は、請求者が所定の申請書に住所、氏名、閲覧を申請する書類の名称、閲覧の目的その他の必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認書類を添えて、法人本部（東京都千代田区神田神保町2丁目5番地）に提出して行われなければならない。また代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。

2 前項の申請は、法人本部の就業日の執務時間中に行わなければならない。

(閲覧申請の拒絶等)

第7条 法人は、次に掲げる場合は、閲覧申請を拒絶することが出来る。

- (1) 所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合その他この規程に定める手続きに違反した申請である場合
- (2) 法人を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合

(閲覧)

第8条 寄附行為及び財産目録等の閲覧は、法人の就業日の執務時間内に、法人の指定する場所において行われなければならない。

2 法人は、正当な理由がある場合は、閲覧の申請をした者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することが出来る。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 係員は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することが出来る。

- (1) 寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくは棄損し、又は指定された場所以外の場所に持ち出そうとするとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他この規程に違反したとき。

(担当部署)

第10条 本件に関する業務の取扱いは、法人企画室が行う。

(実施細則)

第11条 この規程に定めるほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、学校法人日本工業大学財務情報公開規程及び同財務情報公開取扱要領は廃止公開請求書